

い。毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とする。

(毒物劇物取扱責任者の資格)

第八条 次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

- 一 薬剤師
- 二 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- 三 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者
- 四 掲げた者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。
- 一 十八歳未満の者
- 二 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 四 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

- 3 第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を分けて、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験とする。
- 4 農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者は、それぞれ第四条の三第一項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは農業用品目販売業の店舗又は同条第二項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは特定品目販売業の店舗においてのみ、毒物劇物取扱責任者となることができる。
- 5 この法律に定めるもののほか、試験科目その他毒物劇物取扱者試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第九條 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

第十四條 毒物劇物取扱責任者は、登録の変更(届出)を受けてから、その製造

第十條 毒物劇物取扱責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、三十日以内に、その製造

所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したとき
- 二 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき
- 三 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき
- 四 当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき

- 2 特定毒物研究者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、三十日以内に、その主たる研究所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 一 氏名又は住所を変更したとき
- 二 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき
- 三 当該研究を廃止したとき
- 3 第一項第四号又は前項第三号の場合において、その届出があつたときは、当該登録又は許可は、その効力を失う。

第十一條 毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物が盗難にあり、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

第十二條 毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用(毒物又は劇物の表示)

外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

第十三條 毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物の販売等(特定の用途に供される毒物又は劇物の販売等)又は劇物については、厚生労働省令で定める方法により着色したものでなければ、これを農業用として販売し、又は授与してはならない。

第十四條 毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物を他(毒物又は劇物の譲渡手続)

第十五條 毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 四 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

第十六條 毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

第十七條 毒物劇物取扱責任者は、登録の変更(届出)を受けてから、その製造

り、当該譲受人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該毒物劇物取扱責任者は、当該書面の提出を受けたものとみなす。

第十八條 毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

第十九條 毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

第二十條 毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

第二十一條 毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

第二十二條 毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

知事」とあるのは「その事業場の所在地の都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第十五条の三、第十八条第一項並びに第十九条第三項及び第五項において同じ。）と、第十五条の三中「都道府県知事（毒物又は劇物の販売業にあつてはその店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第十八条第一項、第十九条第四項及び第五項、第二十条第二項並びに第二十三条の二において同じ。）とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、毒物劇物営業業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十二條第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。

6 厚生労働大臣又は都道府県知事（第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。）は、第一項に規定する者が第四項において準用する第七條若しくは第十一條の規定若しくは同項において準用する第十九條第三項の規定に違反しているとき、又は前項の規定に違反しているとき、その者に對し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

7 第二十条の規定は、厚生労働大臣又は都道府県知事が第四項において準用する第十九條第三項の処分又は前項の処分をしようとする場合について準用する。

（薬事・食品衛生審議会への諮問）
 第二十三条 厚生労働大臣は、第二十六條第一項、別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び別表第三第十号の政令の制定又は改廢の立案を

しようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならない。ただし、薬事・食品衛生審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

（緊急時における厚生労働大臣の事務執行）
 第二十三条の二 第十八条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務（製剤の製造（製剤の小分けを含む。）若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。）は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に關する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に關する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（権限の委任）
 第二十三条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（政令への委任）
 第二十三条の四 この法律に規定するもののほか、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に關し必要な事項並びに特定毒物研究者の許可及び届出並びに特定毒物研究者についての第十九條第四項の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

（経過措置）
 第二十三条の五 この法律の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廢する場合において、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（罰則）
 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条、第三条の二、第四条の三又は第九条の規定に違反した者
 二 第十二条（第二十二條第四項及び第五項で準用する場合を含む。）の表示をせず、又は虚偽の表示をした者
 三 第十三条、第十三条の二又は第十五条第一項の規定に違反した者
 四 第十四条第一項又は第二項の規定に違反した者
 五 第十五条の二の規定に違反した者
 六 第十九條第四項の規定による業務の停止命令に違反した者
 第二十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 一 みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持することの情を知つて第三条の三に規定する政令で定める物を販売し、又は授与した者
 二 業務その他正当な理由によることなく所持することの情を知つて第三条の四に規定する政令で定める物を販売し、又は授与した者
 三 第二十二條第六項の規定による命令に違反した者
 第二十四条の三 第三条の三の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 第二十四条の四 第三条の四の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 一 第十条第一項第四号又は第二項第三号に規定する事項につき、その届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
 二 第十四條第四項の規定に違反した者
 三 第十五條第二項から第四項までの規定に違反した者
 三 第十七條（第二十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 四 第十八條第一項（第二十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 第五 第十八條第一項（第二十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査、質問又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
 六 第二十一條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 七 第二十二條第一項から第三項までの規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
 第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第二十四條、第二十四條の二、第二十四條の四又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しては、各本条の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。
 第二十七條 第十六條の規定に基づく政令には、その政令に違反した者を二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關してその政令の違反行為をしたときはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

附則抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
 （毒物劇物営業取締法の廃止）
 2 毒物劇物営業取締法（昭和二十二年法律第二百六号。以下「旧法」という。）は、廃止する。（経過規定）
 4 毒物劇物営業取締法施行規則（昭和二十二年厚生省令第三十八号）第四條の事業管理人試験に合格した者は、第八条の毒物劇物取扱者試験に合格した者とみなす。
 7 この法律の施行前、旧法の規定により、毒物劇物営業を営んでいる者についてした処分その他の行為で、この法律に相当規定のあるものは、この法律の当該規定によつてした処分その他の行為とみなす。
 附則（昭和二十八年八月一日法律第二一三号）抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附則 (昭和二十九年四月二二日法律第七一号) 抄

1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年八月二二日法律第一六二号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して五十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和三十一年八月一〇日法律第一四五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三十一年七月一〇日法律第一六五号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の毒物及び劇物取締法による毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれ同表の下欄に規定する改正後の毒物及び劇物取締法による毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者とみなす。

農業上必要な毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者及び改正前の第八条第五業の登録項の規定により厚生大臣が指定する毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者以外の販売業者	農業用品目販売業の登録
改正前の第八条第五項の規定により厚生大臣が指定する毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者	毒物及び劇物取締法の登録

3 改正前の毒物及び劇物取締法による毒物劇物取扱者試験に合格した者は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれ同表の下欄に規定する改正後の毒物及び劇物取締法による毒物劇物取扱者試験に合格した者とみなす。

課目を限定しない毒物劇物取扱者試験に合格した者

一般毒物劇物取扱者試験

改正前の第八条第三項の規定により限定された課目につき毒物劇物取扱者試験に合格した者

農薬用品目毒物劇物取扱者試験

改正前の第八条第五項で準用する同特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者

特定品目毒物劇物取扱者試験

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十五年二月二二日法律第一三三号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十八年一月二二日法律第一二二号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十六年五月二二日法律第五一号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十七年九月一日法律第九〇号) 抄

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和五十八年二月一〇日法律第八三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条から第三条まで、第二十一条及び第二十三条の規定、第二十四条中麻葉取締法第二十九条の改正規定、第四十一条、第四十七条及び第五十四条から第五十六条までの規定並びに附則第二条、第六条、第十三条及び第二十条の規定、昭和五十九年四月一日

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第二十三条の規定の施行の際現に毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者については、同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法第四項に規定する登録の有効期間

は、現に受けている登録又は登録の更新の日から起算するものとする。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九号又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二号、第三十六号、第三十七号又は第三十九号の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年七月二二日法律第九〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 第二十一条及び附則第六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第二十二号の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法第十八条の毒物劇物監視員であり、かつ、専事監視員である者は、第二十二号の規定による改正後の毒物及び劇物取締法第十七条第一項の規定により指定された者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成五年一月二二日法律第八九号) 抄

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則 (平成九年一月二二日法律第一〇五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

4 第六条の規定の施行の際現に毒物及び劇物取締法第四項第三項の登録を受けている者の当該登録の有効期間については、第六条の規定による改正後の同法第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日いづれか遅い日から施行する。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替への円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第七十七号から第十九条まで、第二十二号（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三号から第二十七号まで、第二十九号から第三十三号まで、第三十四号（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五号、第三十七号、第三十八号（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九号、第四十三号（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条

の改正規定に限る。）、第五十四号（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五号（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七号から第九十二条まで、第九十九号（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七号、第四十九号及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三条、第一百五条（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七号、第一百八号、第十五号（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六号（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八号（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十号（都市計画法第六条の二、第七号の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四号、第二十条、第二十三号、第三十三号及び第五十八号の二の改正規定を除く。）、第二百一十一号（都市再開発法第七条の四から第七号の七まで、第六十号から第六十二号まで、第六十六号、第九十八号、第九十九号の八、第三百三十九号の三、第四百一十一号の二及び第四百一十二号の改正規定に限る。）、第二百一十五号（公有地の拡大の推進に関する法律第九号の改正規定を除く。）、第二百二十八号（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第三百一十一号（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六号、第六十四号、第六十七号、第四号及び第九号の二の改正規定に限る。）、第四百一十二号（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第四百一十五号、第四百四十六号（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七号第三項の改正規定を除く。）、第四百四十九号（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一号、第九十二条、第九十七号、第九十八号、第九十九号、第二百一十一号、第二百一十三号、第二百一十四号、第二百一十七号、第二百一十八号、第二百一十九号、第二百八十三号、第三百一十一号及び第

三百一十八号の改正規定に限る。）、第五百五十五号（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第五百五十六号（マンションの建替への円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第五百五十七号、第五百五十八号（景観法第五十七号の改正規定に限る。）、第六十号（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一号及び第十三号の改正規定に限る。）、第六十二号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十号、第十二号、第十三号、第三十六号第二項及び第五十六号の改正規定に限る。）、第六十五号（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第六十六号、第六十七号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第六十七号、第六十八号、第六十八号（環境基本法第六号及び第七号の二の改正規定に限る。）、及び第六十七号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五号の改正規定、同法第二十八号第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九号第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四号及び第三十五号の改正規定に限る。）、の規定並びに附則第十三号、第十五号から第二十四号まで、第二十五号第一項、第二十六号、第二十七号第二項から第三項まで、第三十号から第三十二号まで、第三十八号、第四十四号、第四十六号第一項及び第四項、第四十七号から第四十九号まで、第五十一条から第五十三号まで、第五十五号、第五十八号、第五十九号、第六十一条から第六十九号まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十八号、第八十号第一項及び第三項、第八十三号、第八十七号（地方税法第五百八十七号の二及び附則第九号の改正規定を除く。）、第八十九号、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五号から第一百七号まで、第一百二二条、第一百七十七号

（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号））第四号第八項の改正規定に限る。）、第十九号、第二百一十一号の二並びに第二百二十三号第二項の規定 平成二十四年四月一日

（毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 第三十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法（以下この条において「旧毒物及び劇物取締法」という。）の規定によりされた命令その他の行為又は第三十三条の規定の施行の際現に旧毒物及び劇物取締法の規定により出されている届出に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法（以下この条において「新毒物及び劇物取締法」という。）の適用については、新毒物及び劇物取締法の相当規定によりされた命令その他の行為又は届出とみなす。

2 第三十三条の規定の施行前に旧毒物及び劇物取締法の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしなければならぬ事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新毒物及び劇物取締法の相当規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新毒物及び劇物取締法の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十三年一月四日法律第一一二号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六條、第八條、第九條及び第十三條の規定 公布の日

附則 (平成二十七年六月二六日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六條、第八條(農業振興地域の整備に関する法律第三條の二及び第三條の三第二項の改正規定に限る。)、第九條(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四條第八項の改正規定に限る。)、第十一條(採石法第三十三條の十七の次に一條を加える改正規定に限る。)、及び第十七條(建築基準法第八十條を削る改正規定、同法第八十條の二を同法第八十條とする改正規定、同法第八十條の三を同法第八十條の二とする改正規定及び同法第八十三條の改正規定を除く。)、の規定並びに附則第四條及び第六條から第八條までの規定 公布の日(処分 申請等に関する経過措置)

第六條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)、の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)、又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)、で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二條から前条までの規定又は附則第八條の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団

体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二條から前条までの規定又は附則第八條の規定に基づく政令の規定に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)、は、政令で定める。

附則 (平成三〇年六月二七日法律第六六号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條、第五條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。)、及び第十三條の規定並びに附則第十一條から第十三條まで、第十六條及び第十七條の規定 公布の日

二 第三條(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の改正規定に限る。)、第四條(第四号に掲げる改正規定を除く。)、及び第十四條の規定並びに附則第四條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第十五條の規定並びに附則第十四條(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)の項の改正規定に限る。)、及び第十五條の規定 平成三十一年一月一日

四 第二條、第三條(第二号に掲げる改正規定を除く。)、第四條(子ども・子育て支援法第

三十四條第一項第一号、第三十九條第二項及び第四十條第一項第二号の改正規定に限る。)、及び第七條の規定並びに次条及び附則第三條の規定 平成三十一年四月一日

五 第十條の規定並びに附則第八條及び第十四條(第三号に掲げる改正規定を除く。)、の規定 平成三十二年四月一日

(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の規定による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十條第四項の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三條 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の際現に第三條の規定(附則第一條第二号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。)、による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(次項において「旧認定子ども園法」という。)、第三條第一項又は第三項の認定を受けている施設(中核市(地方自治法第二百五十二條の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下この条において同じ。))が設置するものに限る。)

第二條 附則第一條第一項の規定により中核市の長がした新認定子ども園法第三條第一項又は第三項の規定とみなされた附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日前に都道府県知事がした旧認定子ども園法第三條第一項又は第三項の認定については、新認定子ども園法第三條第十項の規定は、適用しない。(子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置)

(子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第四條の規定(附則第一條第四号に掲げ

る改正規定を除く。以下この条において同じ。)、による改正前の子ども・子育て支援法(以下この条において「旧支援法」という。)、第三十一條第三項(旧支援法第三十二條第二項において準用する場合を含む。)、又は第三十二條第三項の規定によりされている協議の申出は、第四條の規定による改正後の子ども・子育て支援法(以下この条において「新支援法」という。)、第三十一條第三項(新支援法第三十二條第二項において準用する場合を含む。)、又は第三十二條第三項の規定によりされた届出とみなす。(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 第六條の規定による改正後の児童福祉法の規定は、この法律の施行の日(次条から附則第十條までにおいて「施行日」という。))以後に要することとなった児童福祉法第四十九條の二、第五十條第七号若しくは第七號の二又は第五十一條第二号、第四号若しくは第五号に規定する費用(以下この条において「費用」という。))に係る同法第五十六條第一項の規定による負担能力の認定又は同法第二項の規定による費用の徴収に関する同法第四項の規定による報告の求めを受けた者について適用する。

第六條 第八條の規定による改正後の身体障害者福祉法第三十八條第三項の規定は、施行日以後に要することとなった身体障害者福祉法第三十五條第三号(同法第十八條の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に係る部分に限る。))又は第三十六條の二に規定する費用の同法第三十八條第一項又は第二項の規定による徴収について適用する。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七條 第九條の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下この条において「新精神保健福祉法」という。))第三十一條第二項の規定は、施行日以後に要することとなった精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十條第一項に規定する費用の新精神保健福祉法第三十一條第一項の規定による徴収について適用する。(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 附則第一條第五号に掲げる規定の施行の際現に第十條の規定による改正前の毒物及び劇

物取締法第二十三条の規定により納付すべきであつた手数料については、なお従前の例による。

第九條 第十一條の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条において「新知的障害者福祉法」という。）第二十七條第二項の規定は、施行日以後に要することとなつた知的障害者福祉法第二十二條第三号又は第四号（同法第十六條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に係る部分に限る。）に規定する費用の新知的障害者福祉法第二十七條第一項の規定による徴収について適用する。

第十條 第十二條の規定による改正後の老人福祉法第四十三條（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に要することとなつた老人福祉法第二十一條各号に規定する費用に係る同法第二十八條第一項の規定による徴収に関する同法第三十六條の規定による報告の求めを受けた者について適用する。

第十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三條の規定に基づき政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第十二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第十三條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表第一

一 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼン
二 ホスホネイト（別名EPN）
三 黄燐
四 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
五 オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラーダン）
六 クラレー
七 四アルキル鉛
八 シアン化水素
九 シアン化ナトリウム
十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）
十一 ジニトロクレンジール
十二 ジニトロロー六（一―メチルプロピル）―フエノール
十三 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）
十四 ジメチル（ジエチルアミド）―クロルクロトニル）―ホスフェイト
十五 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）
十六 水銀
十七 セレン
十八 チオセミカルバジド
十九 テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）
二十 ニコチン
二十一 ニツケルカルボニル
二十二 砒素
二十三 弗化水素
二十四 エキサクロルエボキシオクタヒドロエリンドエンドジメタノナフタリン（別名エリンドリン）

第十三條の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

別表第二

一 アクリルニトリル
二 アクロレイン
三 アニリン
四 アンモニア
五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）
六 エチル―N―（ジエチルジチオホスホリルアセチル）―N―メチルカルバメート
七 エチレンクロルヒドリル
八 塩化水素
九 塩化第一水銀
十 過酸化水素
十一 過酸化ナトリウム
十二 過酸化尿素
十三 カリウム
十四 カリウムナトリウム合金
十五 クレゾール
十六 クロルエチル
十七 クロルスルホン酸
十八 クロルピクリン
十九 クロルメチル
二十 クロロホルム
二十一 砒素
二十二 シアン酸ナトリウム
二十三 ジエチル―四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
二十四 ジエチル（二―四―ジクロルフェニル）―チオホスフェイト
二十五 ジエチル―二―五―ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
二十六 四塩化炭素
二十七 シクロヘキシミド
二十八 ジクロル酢酸
二十九 ジクロルブチン
三十 ニ―三―ジ（ジエチルジチオホスホロ）―パラジオキサン
三十一 ニ―四―ジニトロロー六―シクロヘキシルフェノール

二十四 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
二十五 モノフルオール酢酸
二十六 モノフルオール酢酸アミド
二十七 硫化燐
二十八 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

三十二 ニ―四―ジニトロロー六（一―メチルプロピル）―フエニルアセテート
三十三 ニ―四―ジニトロロー六―メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート
三十四 ニ―二―ジピリジリウム―一―、―エチレンジプロミド
三十五 一―二―ジプロムエタン（別名EDB）
三十六 ジプロムクロルプロパン（別名DBC P）
三十七 三―五―ジプロム―四―ヒドロキシ―四―ニトロアゾベンゼン
三十八 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト
三十九 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト（別名チオメトン）
四十 ジメチル―二―二―ジクロルピニルホスフェイト（別名DDVP）
四十一 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル
四十二 ジメチルジプロムジクロルエチルホスフェイト
四十三 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト
四十四 ジメチルメルカルバミルエチルチオエチルチオホスフェイト
四十五 ジメチル（N―メチルカルバミルメチル）―ジチオホスフェイト（別名ジメトエイト）
四十六 ジメチル―四―メチルメルカプト―三―メチルフェニルチオホスフェイト
四十七 ジメチル硫酸
四十八 重クロム酸
四十九 砒素
五十 臭素
五十一 硝酸
五十二 硝酸タリウム
五十三 水酸化カリウム
五十四 水酸化ナトリウム
五十五 スルホナール
五十六 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト
五十七 トリエタノールアンモニウム―二―四―ジニトロロー六（一―メチルプロピル）―フェノラート
五十八 トリクロル酢酸

第十三條の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

別表第一

一 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼン
二 ホスホネイト（別名EPN）
三 黄燐
四 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
五 オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラーダン）
六 クラレー
七 四アルキル鉛
八 シアン化水素
九 シアン化ナトリウム
十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）
十一 ジニトロクレンジール
十二 ジニトロロー六（一―メチルプロピル）―フエノール
十三 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）
十四 ジメチル（ジエチルアミド）―クロルクロトニル）―ホスフェイト
十五 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）
十六 水銀
十七 セレン
十八 チオセミカルバジド
十九 テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）
二十 ニコチン
二十一 ニツケルカルボニル
二十二 砒素
二十三 弗化水素
二十四 エキサクロルエボキシオクタヒドロエリンドエンドジメタノナフタリン（別名エリンドリン）

第十三條の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

別表第二

一 アクリルニトリル
二 アクロレイン
三 アニリン
四 アンモニア
五 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）
六 エチル―N―（ジエチルジチオホスホリルアセチル）―N―メチルカルバメート
七 エチレンクロルヒドリル
八 塩化水素
九 塩化第一水銀
十 過酸化水素
十一 過酸化ナトリウム
十二 過酸化尿素
十三 カリウム
十四 カリウムナトリウム合金
十五 クレゾール
十六 クロルエチル
十七 クロルスルホン酸
十八 クロルピクリン
十九 クロルメチル
二十 クロロホルム
二十一 砒素
二十二 シアン酸ナトリウム
二十三 ジエチル―四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
二十四 ジエチル（二―四―ジクロルフェニル）―チオホスフェイト
二十五 ジエチル―二―五―ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
二十六 四塩化炭素
二十七 シクロヘキシミド
二十八 ジクロル酢酸
二十九 ジクロルブチン
三十 ニ―三―ジ（ジエチルジチオホスホロ）―パラジオキサン
三十一 ニ―四―ジニトロロー六―シクロヘキシルフェノール

五十九	トリクロロヒドロキシエチルジメチル ホスホネイト
六十	トリチオシクロヘプタジエン―三・四・ 六・七―テトラニトリル
六十一	トルイジン
六十二	ナトリウム
六十三	ニトロベンゼン
六十四	二硫化炭素
六十五	発煙硫酸
六十六	パラトルイレンジアミン
六十七	パラフェニレンジアミン
六十八	ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。
六十九	ヒドロキシルアミン
七十	フェノール
七十一	ブラストサイジンS
七十二	ブロムエチル
七十三	ブロム水素
七十四	ブロムメチル
七十五	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエ ンドエキソジメタノナフタリン(別名デイル ドリン)
七十六	一・二・三・四・五・六―ヘキサクロ ルシクロヘキサン(別名リンデン)
七十七	ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナ フタリン(別名アルドリン)
七十八	ベタナフトール
七十九	一・四・五・六・七―ペンタクロル― 三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七 ―(八・八―ジクロルメタノ―)―インデン (別名ヘプタクロール)
八十	ペンタクロルフェノール(別名PCP)
八十一	ホルムアルデヒド
八十二	無水クロム酸
八十三	メタノール
八十四	メチルスルホナール
八十五	N―メチル―1―ナフチルカルバメ イト
八十六	モノクロル酢酸
八十七	沃化水素
八十八	沃素
八十九	硫酸
九十	硫酸タリウム
九十一	酸化亜鉛
九十二	ロダン酢酸エチル
九十三	ロテノン
九十四	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲 げる物を含む製剤その他の劇性を有する 物であつて政令で定めるもの

別表第三

- 一 オクタメチルピロホスホルアミド
- 二 四アルキル鉛
- 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェ
イト
- 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホス
フェイト
- 五 ジメチル―(ジエチルアミド―)―クロル
クロトニル―ホスフェイト
- 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェ
イト
- 七 テトラエチルピロホスフェイト
- 八 モノフルオール酢酸
- 九 モノフルオール酢酸アミド
- 十 前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げ
る物を含む製剤その他の著しい毒性を有
する毒物であつて政令で定めるもの